

様式第4号（第6条関係）

宣誓・同意書

松本市宿泊税対応システム改修事業補助金交付要綱（以下この様式において「本要綱」という。）第6条に基づき、次の1から3までのいずれも宣誓し、次の4から5までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、松本市宿泊税対応システム改修事業補助金（以下この様式において「補助金」という。）の申請を取り下げ、既に補助金の給付を受けていた場合は、補助金を返還します。

- 1 松本市宿泊税条例（以下この項において「条例」という。）第10条第1項に規定する特別徴収義務者としての登録の申請について、本要綱第10条に規定する実績報告を行う日又は条例第10条第1項に定める期日のいずれか早い日までに行うこと。
- 2 松本市暴力団排除条例（平成24年条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第6条第1項に規定する暴力団関係者を社員等構成員としない事業者等であること。
- 3 本要綱第6条及び第10条に規定する提出書類の内容に虚偽のないこと。
- 4 本要綱第6条第1項各号及び第10条第1項各号に掲げる書類に係る帳簿及び証拠書類を5年間保存するとともに、当該書類その他市長が必要と認める書類等について、本要綱第14条の規定による市の求めに応じて速やかに提出すること。
- 5 本要綱に従うこと。

年 月 日

団体名・商号

---

代表者 職・氏名

---